

新型コロナウイルス等感染症を 踏まえた避難所開設運営方針の 具体例について



令和2年9月

目次

1	新型コロナウイルス感染症対策	…	1P
2	運営従事者の安全対策	…	2P
3	新型コロナウイルス等感染症を踏まえた 避難所開設運営方針		
①	避難所の過密状態防止	…	4P
②	避難所の衛生管理及び 避難者の健康管理の徹底	…	8P
③	避難所スペース及び新たな避難所の確保	…	15P
④	避難者自身の感染予防・ 感染拡大防止措置の理解と協力	…	24P
⑤	感染が疑われる避難者への適切な対応	…	25P
【参考】	PCR検査後の流れ	…	26P

1 新型コロナウイルス感染症対策

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」

千葉市では、感染症が流行している状況でも、感染症予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営できるように、令和2年4月に「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を定めました

<基本的な考え方>

- ①避難所の過密状態防止
- ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③避難所スペース及び新たな避難所の確保
- ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

2 運営従事者の安全対策(1)

- マスク、使い捨て手袋を着用し、新型コロナウイルスの感染予防を行う
- 手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行う
- 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意する
- 発熱、咳等の症状がある場合は、ただちに業務を中断する

感染症対策物資の活用

令和2年6月下旬に各避難所に1個ずつ整備した非接触型電子温度計や既存のマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋等の衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用してください。今後も感染症対策物資の充実に向けて検討していきます

2 運営従事者の安全対策(2)

【参考】手袋・マスクの着脱訓練

- ① 手指を消毒する
- ② マスクを鼻の形に併せて装着する
- ③ 手袋を装着する。手袋を装着した手で顔を触れないよう注意する
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側(清潔部分)に触れないように注意する
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分で、もう片方の手袋を脱ぐ
- ⑥ 感染症廃棄物入れに距離を保って捨てる
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指を消毒する
- ⑧ マスクのゴム部分を持ってマスクを外す。マスク本体には触れないように留意する
- ⑨ 感染症廃棄物入れに距離を保って捨てる

3 ①避難所の過密状態防止(1)

これまでの避難所運営では、3密の状態が生じやすく、避難所内での2次被害が発生する恐れがあるため、方針の転換が必要です

- **「避難」とは「難」を「避」けること**です。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません
- 避難者の感染症対策のためには、自宅、親族・友人宅、町内自治会集会所、車中泊等も避難先とすることや、指定避難所ではできる限り多くのスペースを活用すること等、**分散避難**を推進していく必要があります

※指定避難所に多数の避難者が来たことにより、これ以上収容することができない場合には、区災害対策本部までご連絡ください

近隣の避難先の収容状況を確認の上、収容可能先を案内します

3 ①避難所の過密状態防止(2)

町内自治会等に、集会所を地域の避難場所として活用することについて協力を求める

<活用例>

対象者

- 最寄りの避難所まで行くことが困難な町内会員(日頃から、避難時はマスク、消毒液、体温計、室内履き等を持参するよう呼びかける)

運営面

- 避難者台帳を作成
- 万が一に備え、最低1部屋体調不良者を隔離できる部屋を用意(やむを得ず同室の場合は、ブルーシート等を活用し区切る)

感染症対策

- 健康管理チェックリストの活用
- 換気の実施(風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。毎時2回以上)
- 消毒の実施(多くの避難者等が共有する箇所(特にドアノブ、手すり、スイッチ等))
- 定期的な声掛け、健康状態の確認

市の支援(準備中)

- 備蓄食糧、水、防災行政無線の受信機

3 ①避難所の過密状態防止(3)

町内自治会等の集会所を地域の避難場所として活用することについて千葉市で準備中の内容

市で準備中の内容

- 一定の要件を満たした場合に「地域避難施設(仮称)」として認定する
(令和2年度内受付開始予定)
- 備蓄品(アルファ米、飲料水)
- 防災行政無線の受信機設置



ペットボトル水(飲料水)



参考写真

防災行政無線の受信機

3 ①避難所の過密状態防止(4)

在宅避難などの避難所外避難者(車中泊含む)への物資支援等は、指定避難所に対応する

具体例

- 避難所外避難者(車中泊含む)については、可能な範囲で居住区単位でまとめて配給する

👉 ポイント

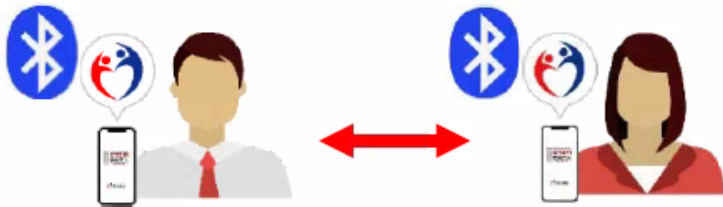
- ① 配給を受ける際は、直接配給場所へ案内するのではなく、手指消毒等行った後に、受付で検温・健康状態の聞き取りを行い、問題なければ配給所へ案内する
- ② 上記①により発熱等が確認された者については、受付から離れた場所に待機させ、避難所運営従事者が必要な物資を配給所で受け取り、待機させた付近に置いたものを取ってもらう等、できるだけ対面しないよう工夫して配給する

3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(1)

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

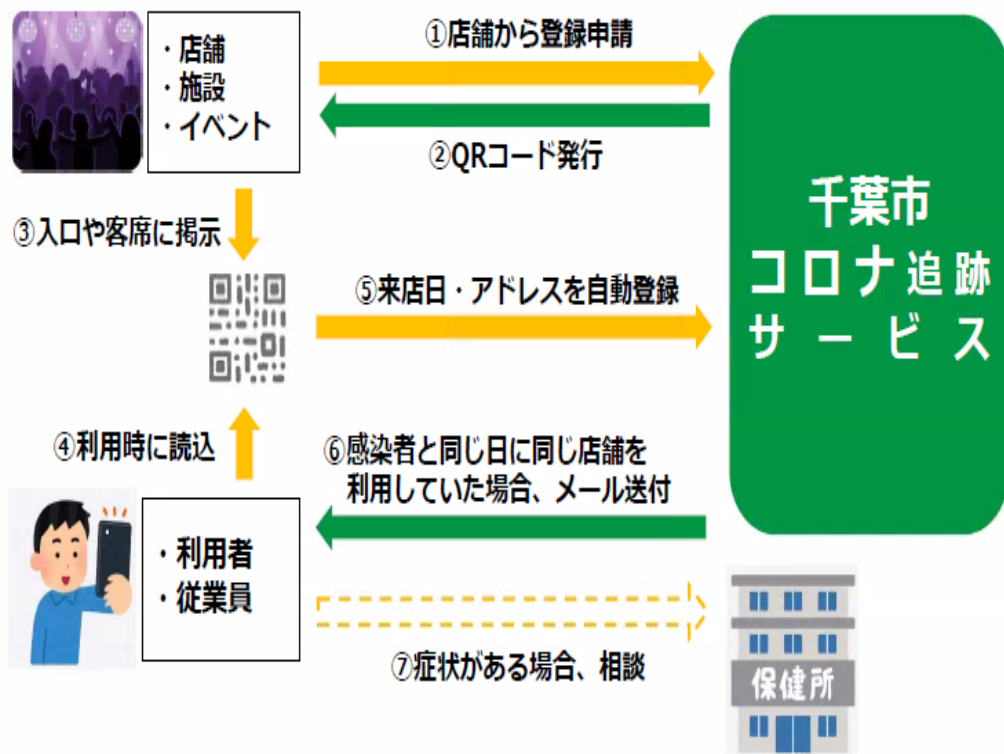
※端末の中のみで接触の情報(ランダムな符号)を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いにわからないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです

避難所内に制度概要を掲示して健康管理を徹底しましょう(別紙資料参照)

3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(2)

千葉市コロナ追跡サービス



市内の施設等を利用する際に施設等に掲示されたQRコードをスマートフォンで読み込み、利用日とメールアドレスを登録いただいた方に対して、利用日及び利用施設等が新型コロナウイルス感染者と同じであることが判明した場合、お知らせメールを送ります

避難所内に制度概要を掲示して健康管理を徹底しましょう(別紙資料参照)

3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(3)

<具体例>

手洗い及び咳エチケットの徹底

- 避難所内の情報掲示板やトイレ等の共有部分に感染症対策チラシ(マスクの着用、手指消毒、咳エチケット)を掲示する
- 拡声器や庁内放送で注意喚起のアナウンス(例:こちらは●●避難所運営委員会です。新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底をお願いします)

十分な換気の実施

- 風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する
- 窓が一つしかない場合でも、入り口ドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機等を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります

3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(4)

<具体例>

入所時及び定期的な健康チェック

- 健康管理チェックリストの活用(入所時及び入所以降毎朝)
- 定期的な声掛け、健康状態の確認

十分な居住スペース及び社会的距離の確保

- 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する(21ページ参照)
- ほかに人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2メートルほど確保する(21ページ参照)

災害用備蓄品の積極的な活用

- 避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する
- 多くの避難者等が共有する箇所(特にドアノブ、手すり、スイッチ等)の消毒を実施する
- 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する

3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(5)

非接触型電子温度計の取り扱い方法(1)

※受付で体温計が不足する場合は、避難者が持参した体温計も活用してください



①検温前に「Body」モードになっているか確認してください

※「Surface」モードになっている場合は、表面温度を計測するため低い数値となります。モードの切り替えは側面の「SET」ボタンから切り替えられます

②検温は手首の内側で行います。できるだけ近づけて検温してください(1cm～3cm)



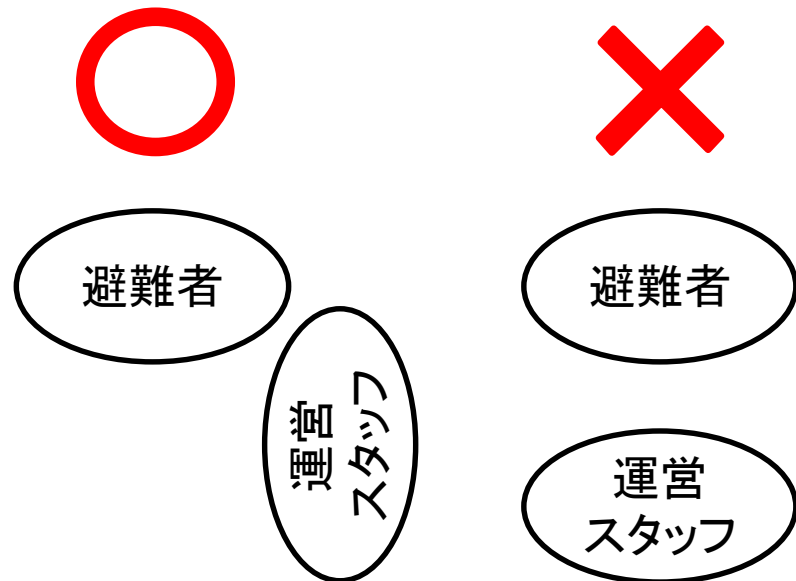
3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(6)

非接触型電子温度計の取り扱い方法(2)



③画面が赤く表示されたらエラーとなります。再度検温してください
※どうしても手首で検温できない場合は、おでこで検温してください

④おでこで検温する際はできるだけ対面しないようにしましょう



3 ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底(7)

<具体例>

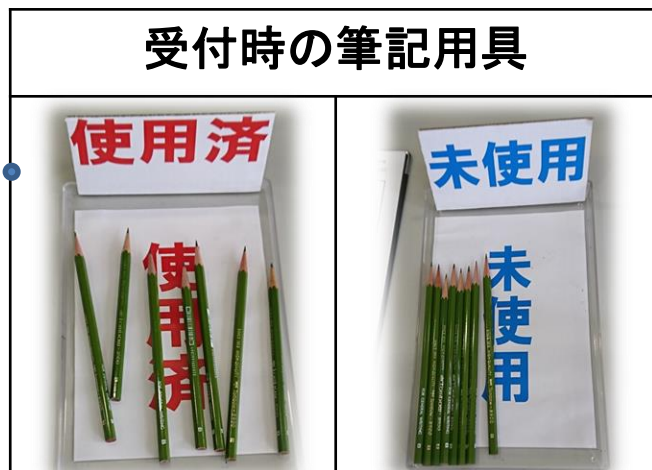
受付時の感染症対策



飛沫防止シートも
工夫次第で
手作りできます

受付の筆記用具
も一工夫

受付時の筆記用具



3 ③避難所スペース及び新たな 避難所の確保(1)

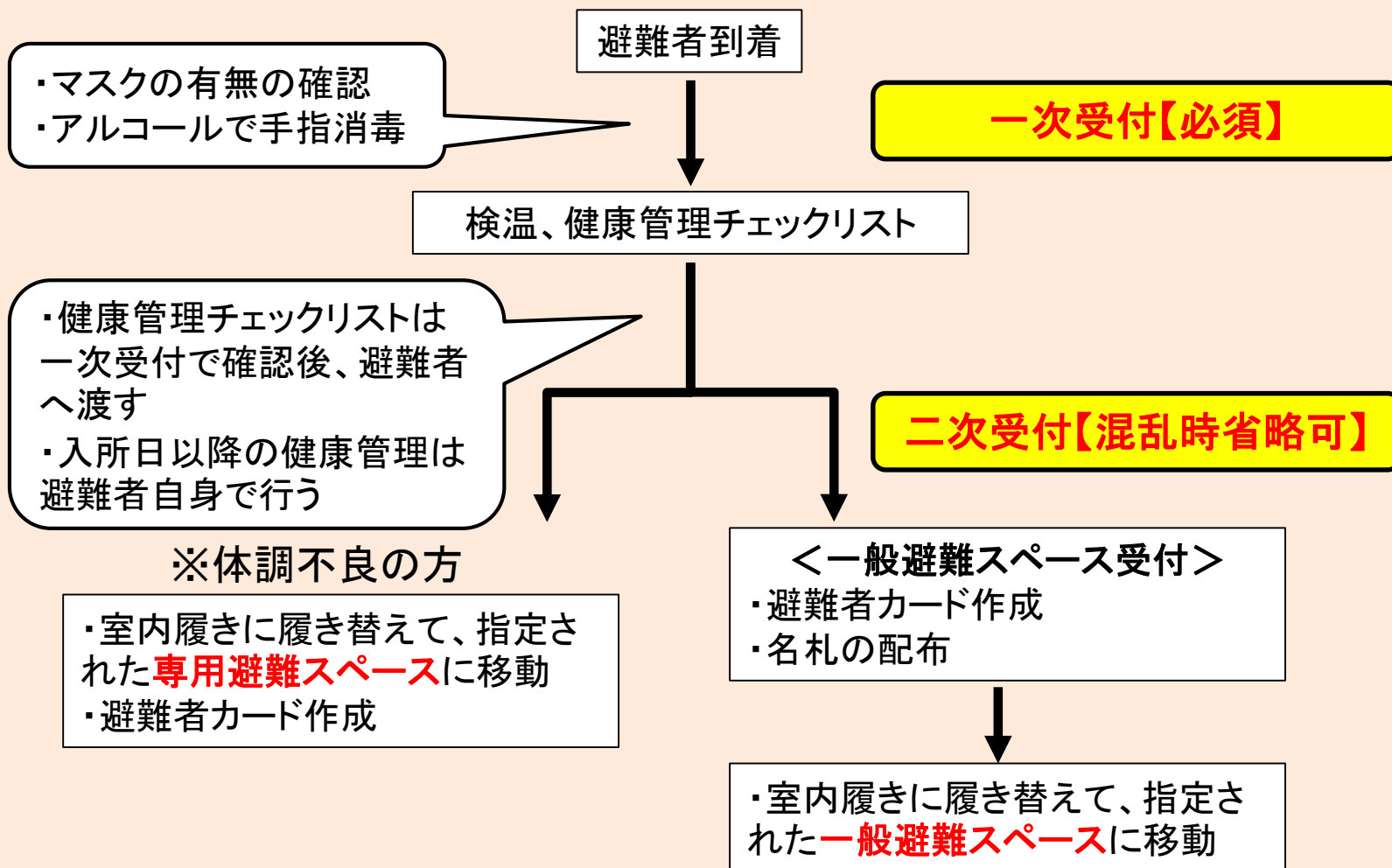
指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める

<具体例>

スペースの区割り	スペースの表示及び割振エリアの確認
<ul style="list-style-type: none">➤ 感染症リスクが高い高齢者・持病のある方・妊産婦等及びその家族については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内する	<ul style="list-style-type: none">➤ 区画に番号をふるとその後の避難所管理が容易となる➤ どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのか等について確認し、見取図や一覧図を作成する
割振エリアへの誘導	割振エリアの明確化
<ul style="list-style-type: none">➤ 避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意する	<ul style="list-style-type: none">➤ 一般スペースと専用スペースとの境界がわかるよう境界線(立入禁止)を設ける(23ページ参照)

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(2)

避難者の受入手順(レイアウト図は次頁以降参照)

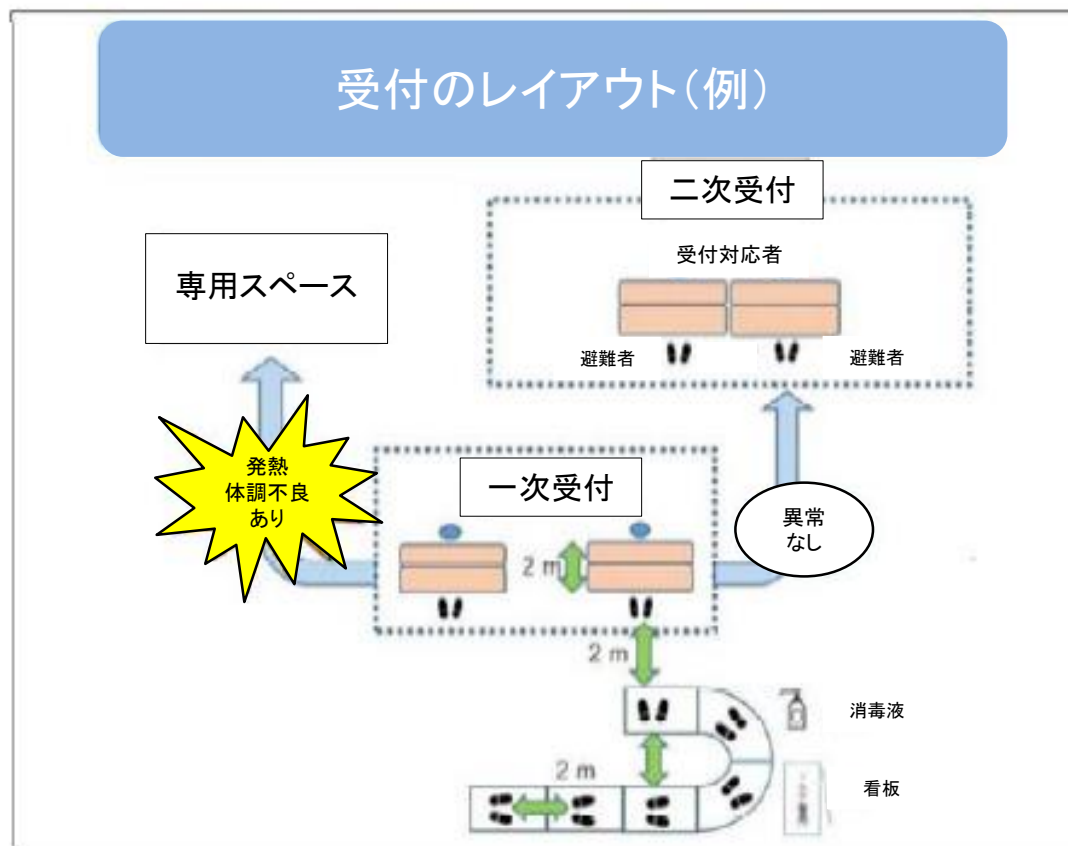


※二次受付で避難者カードの記入が困難の場合、避難者の受入が落ち着いてから、全員に配布、回収する等して行う。その場合は、避難者のだいたいの人数を、目視等により確認する

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(3)

【場面ごとの対策例】レイアウト (受付)

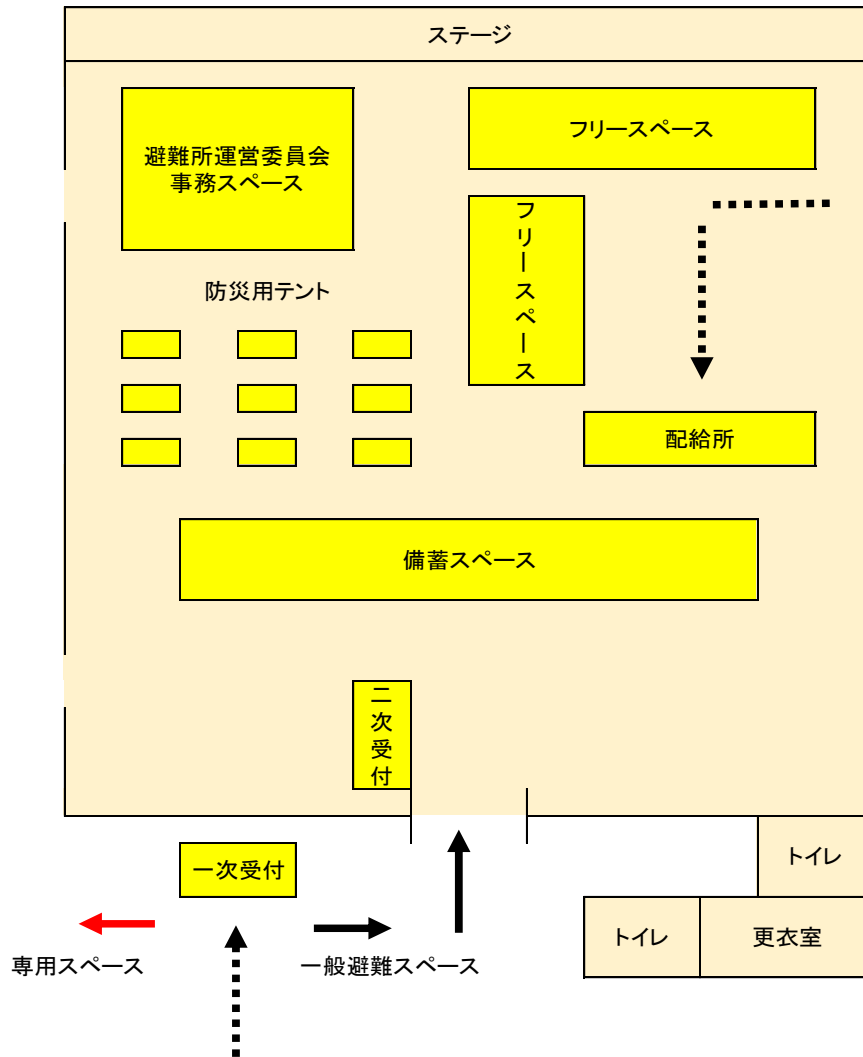
＜事前受付で一般避難者と体調不良者を振分け＞



岐阜県「避難所運営ガイドライン」新型コロナウイルス感染症対策編」改編

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(5)

【場面ごとの対策例】レイアウト (市立小・中学校等体育館等)

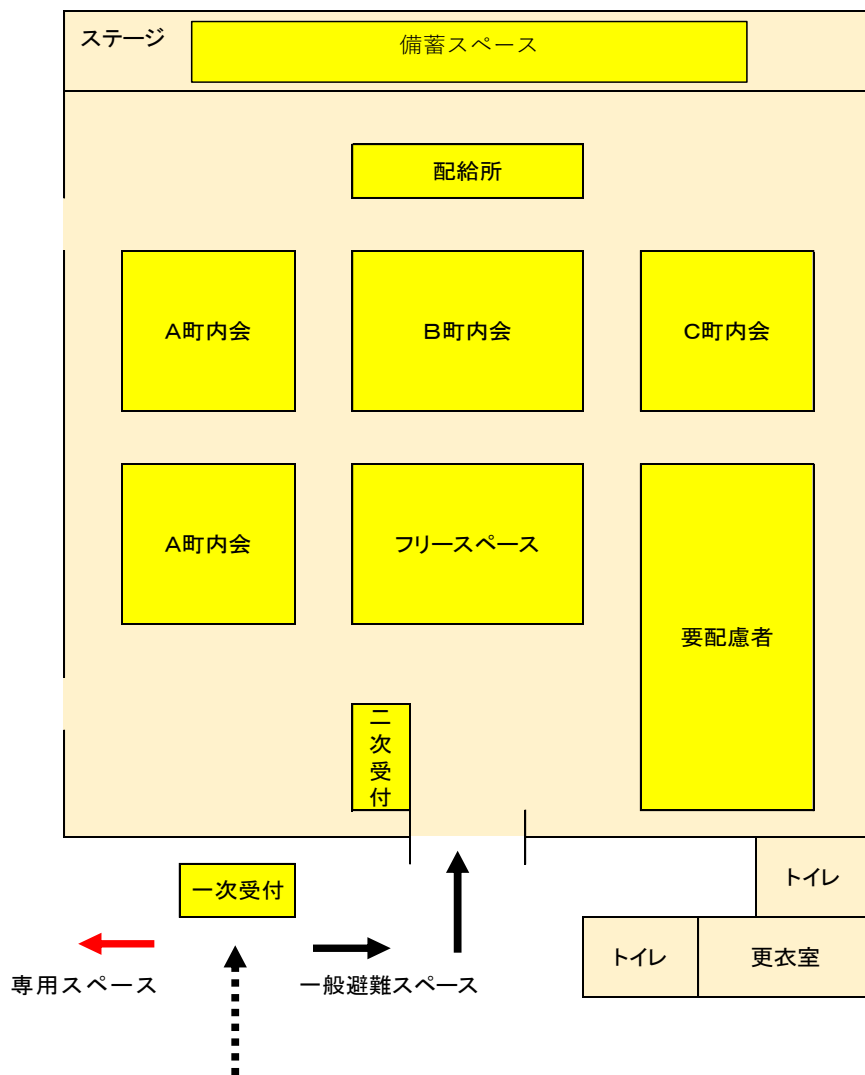


空調が整った教室や特別教室を優先的に活用した上で受け入れきれない場合は防災用テント等を活用しながら避難者を体育館に受け入れます

※小規模の災害時等については、体育館のみの開設を妨げるものではありません

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(6)

【場面ごとの対策例】レイアウト (教室の活用が困難な体育館等)

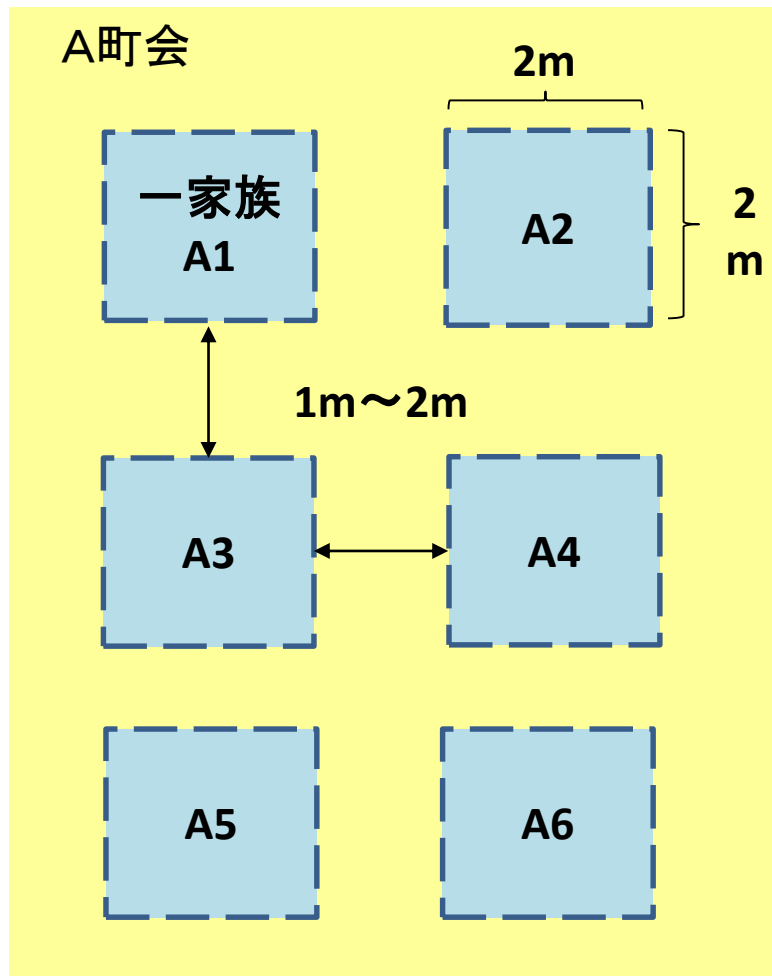


やむを得ず教室等の活用が困難の場合は社会的距離の確保を十分配慮した上で避難者を受け入れます

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(7)

【場面ごとの対策例】レイアウト (居住スペース)

<区画の配置>



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 区画は、養生テープやレジャーシートなどで明示する
- 区画に番号をふるとその後の避難所管理が容易となる
- 家族間の距離を1~2m以上あける

(参考)レジャーシートによる区割り



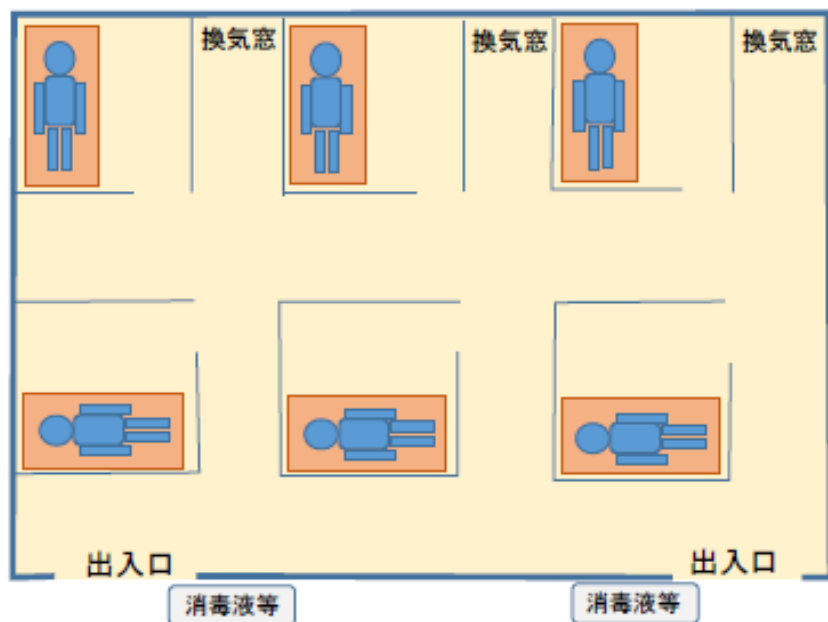
3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(8)

【場面ごとの対策例】レイアウト(専用スペース)

〈やむを得ず数名を同室にする場合〉

(参考)

専用スペース内へのトイレ設置



- 体調不良の方は、個室対応が望ましいが、難しい場合は専用スペースを確保し、可能な範囲でパーティションで区切るなどの工夫をする
- 体調不良の方には専用のトイレを確保する。専用のトイレを確保できない場合は、専用スペース内に簡易トイレを設置するなどの工夫をする
- 専用スペース内には、「専用スペースで生活されている方へのお願い」を掲示する(別紙資料参照)

3 ③避難所スペース及び新たな避難所の確保(9)

<具体例>

区画に番号をふる
とその後の避難所
管理が容易となる



一般スペースと専用
スペースとの境界が
わかるよう境界線
(立入禁止)を設ける

3 ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

<具体例>

避難時

- 食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計、室内履きを持参する

避難所内

- こまめに手洗い、手指消毒をする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する
- 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う
- 向かい合わせではなく、背を向けて座るようにする
- 37.5℃以上の熱がある、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する
- 食事時間をずらし密集・密接を避ける
- 配給を受ける際は、手渡しを避ける
- ごみ袋はしっかりと縛る
- トイレに蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流す(水道が使える場合)

3 ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

<具体例>

- 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで、本人又は家族等から専門機関(帰国者・接触者相談センター:043-238-9966)に受診等の相談をさせる
- やむを得ず、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする(22ページ参照)

👉 ポイント

- ①物資支援の配給を行う場合は、手渡しを避けて配給する(置いて渡す)
- ②使用済みのマスク、ティッシュ等感染につながる可能性の高いごみは、ごみ袋を二重にし、ごみ袋の外側をアルコールか次亜塩素酸ナトリウムでふき取る
- ③トイレに蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流してもらう(水道が使える場合)
- ④一般避難者スペースで避難された方が体調不良となった場合は、他の避難者にも同様の症状(発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等)が発生していないか健康状態の確認を行う

【参考】 PCR検査後の流れについて

原則、陽性患者は避難所では受け入れません

